

## 寺ヶ池公園リニューアル計画策定業務仕様書

### (適用の範囲)

第1条 本仕様書は、河内長野市（以下「甲」という。）が実施する「寺ヶ池公園リニューアル計画策定業務」（以下「業務」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (業務の目的)

第2条 寺ヶ池公園は、昭和39年に開設された本市唯一の総合公園であり、市内最大のため池である寺ヶ池を囲うように整備された自然豊かな公園で、令和3年11月には世界かんがい施設として寺ヶ池が追加されたことから、子どもだけでなく大人も楽しめる多世代交流の場として利用されている。

しかしながら、当公園は整備後かなりの年数が経過しており、公園内全域において施設の老朽化が進んでおり、リニューアルが必要となっている。また、近隣に位置する赤峰市民広場が産業用地として整備されることにより、赤峰市民広場が担ってきた公園機能の代替え地としても期待されており、寺ヶ池公園に求められる役割等も大きくなってきている。また、現状の駐車場では、イベント時や休日には満車となることも多く、駐車場の拡充に対する要望も数多く寄せられている。

このような状況を踏まえ、寺ヶ池公園が持っている魅力を向上し、市民から愛される公園を目指すため、市民ニーズを満たし、今後の時代を見据えた施設の更新、再整備等、効果的な再編を進めることが求められる。

本業務は上記の内容を踏まえ、寺ヶ池公園のリニューアル計画を策定し、駐車場の拡張に向けた詳細設計を実施するものである。

### (法令等の遵守)

第3条 本業務の履行に当たっては、本仕様書によるほか、関係法令等を遵守するものとする。

### (対象エリア及び前提条件)

第4条 対象エリアは、別紙のとおりとする。なお、寺ヶ池公園の都市計画区域は約25haであり、公園未開設エリア及びスポーツ施設エリアについては、今後の利活用に向けた企画提案のみ行い、整備方針の検討まで行う必要はないものとする。

### (業務期間)

第5条 業務期間は、契約の締結日から令和7年3月20日までとする。

(業務計画)

第6条 受託者（以下「乙」という。）は、あらかじめ本業務の実施に必要な業務計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

(業務内容)

第7条 業務内容は次のとおりとする。

A. リニューアル計画（以下「計画」という。）の策定

(1) 前提条件の整理

過年度の公園施設調査結果及び公園利用実態、令和5年度に改訂した公園施設長寿命化計画の把握を行うとともに、本公園に関係する本市総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画、関連法令、公園使用状況等を把握し、本計画策定のための前提条件として整理する。

(2) ニーズの把握

公園利用者等の意向を把握するためのワークショップやアンケート調査等を実施し、寺ヶ池公園に対するニーズの把握・整理・取りまとめを行う。

(3) 課題の整理

上記ニーズと現状の公園状況とのギャップを分析し、課題を整理する。

(4) 整備コンセプトの整理

本市唯一の総合公園として、市民が誇れる公園を目指すため、その整備コンセプトを整理する。

(5) 整備方針の検討

整備方針を検討するにあたり、本公園に適用可能な補助金・交付金等を検討し、交付対象要件等を踏まえたものとし、本公園の整備に係る前提条件や整備コンセプト、市民ニーズ調査結果、寺ヶ池公園指定管理者の意見等を踏まえ、整備方針を検討する。

(6) 計画（素案）の作成

8月末までに、前号（1）～（5）の検討結果について、計画（素案）を作成する。

(7) 意見交換支援（第1回外部検討委員会）

前項（6）の計画（素案）について、外部検討委員との意見交換の支援を行い、その結果を整理し、再度、計画（素案）の見直しを行う。（第1回外部検討委員会は9月頃を想定）

(8) 施設配置計画の検討

計画（素案）をベースとし、過年度に実施している公園利用実態を踏まえ、本公園への来園者の動線を把握し、本公園内におけるゾーニング計画を検討する。その上で、整備を予定する各施設や園路、植栽及び防災機能等の配置を検討し、施設配置計画を立案するものとする。

(9) 意見交換支援（第2回外部検討委員会）

前項（8）までの検討結果について、外部検討委員との意見交換の支援を行い、その結果を整理し、再度、計画（素案）の見直しを行う。（第2回外部検討委員会は12月頃を想定）

(10) 概算事業費の算出及び年次計画の策定

上記の検討結果を踏まえ、本公園の整備に必要な概算事業費を算出し、年次計画を策定する。

(11) 計画（案）の作成

前号（1）～（10）の検討結果について、計画（案）として取りまとめる。

(12) 意見交換支援（庁内検討会）

前号（11）の計画（案）について、関係課等と庁内連携及び意見交換の支援を行い、その結果を整理し、再度、計画（案）の見直しを行う。（庁内検討会は3回程度を想定）

(13) パブリックコメントの実施支援・結果反映

本市で予定している計画（案）に係るパブリックコメントの資料作成、意見集約、公表資料の作成等、実施支援を行う。またパブリックコメントの結果について、整理し、必要に応じて計画への修正を行う。

(14) その他

必要に応じて、庁内関係部署や関係機関との調整・協議を行うこと。また、必要となる資料作成等の支援を行うこと。

B. 駐車場拡張に係る実施設計（110台程度の駐車場を想定している）

(1) 与条件の確認及び調査

駐車場の拡張エリアは、別紙に示すとおり、現在の駐車場スペース（41台）を含む管理事務所周辺を想定しており、台数の精査並びに配置計画の検討を行うものとする。公園台帳（データ、印刷物）のほか、当初の設計図面や近年の改修設計図面等の把握・確認を行うとともに、施設の劣化状況や周辺環境を把握するための現地調査を実施するとともに、設計に必要な測量を実施し、詳細な地形を把握する。また、工事実施の際に、既設の駐車場利用への影響ができる限り少なくなるような施工内容・方法の検討を行う。

ア 与条件や既設計等の把握と整理

イ 各種設計条件や設計基準の確認

ウ 関連機関との調整内容の確認

エ 設計対象物及び周辺の現地確認調査（既存物の状況確認、測量等）

(2) 実施設計の検討

コスト、維持管理、安全性、施工性等から、形状寸法、材質等の検討を行う。

(3) 撤去設計

現況調査および実施設計の検討により、既存施設の撤去、撤去物の分類、処分

場の把握などを行い、撤去関連図面の作成、撤去等数量計算を行う。

#### (4) 実施設計図の作成

対象施設に必要な実施設計図面の作成を行う。工事を実施するにあたり図面を補完するため、必要な事項を記載した特記仕様書等の作成を行う。また、それぞれに要する工期の算定も行う。

ア 施設平面図の作成（既存平面図は市から提供）

イ 供給処理設備平面図の作成（各種協議申請が必要な場合）

ウ 撤去平面図の作成

エ 排水縦断図等の作成

オ 植栽平面図の作成

カ 各種施設の構造図の作成

#### (5) 数量計算書の作成

設計書作成のために必要な数量総括表、数量計算書の作成を行う。図面及び仕様書に基づき、土工、各構造物、仮設等、個々に数量を算出する場合は、監督員に計算方法の承諾を得てから行う。必要に応じて、構造物の応力・設備等の容量計算等についても同様とする。

#### (6) 工事費算出

工事費用については、各施設ごとに算出する。また、各工種の工事費算定資料は市販の物価資料、見積書、各種の事例等を参考にしながら作成し、見積りを取得する場合は前提となる条件を設定したうえ、原則として3社以上から取得し、一覧表（見積り集計表等）を作成する。

#### （業務の指示及び監督）

第8条 乙は、本業務の実施にあたり、業務委託契約書に基づき、甲が別に定める業務担当職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

#### （提出書類）

第9条 乙は、本業務着手にあたり、以下の書類を提出し、甲の承認を受けるものとする。

- ・業務責任者届、業務責任者経歴書
- ・業務工程表
- ・第6条の業務計画書

#### （業務責任者）

第10条 業務責任者は、本業務に精通した者を選任しなければならない。

(打ち合わせ・協議)

第11条 乙は、本業務の実施にあたり、円滑な遂行を図るため、甲と密接な連絡をとるとともに、業務着手時及び業務の主要な時点において打ち合わせを行うものとし、その都度、記録及び相互に確認するものとする。また、本市業務担当職員が必要に応じ、指示するときは、本業務の進捗状況の報告（資料提供含む）を行うこととする。

(土地への立ち入り等)

第12条 乙は調査のためやむを得ず、他人の土地に立ち入る必要が生じた場合は、あらかじめ土地所有者等の了解を得て、住民や地権者等との紛争が生じないように十分に注意しなければならない。

(資料の貸与)

第13条 乙は、本業務に必要な関係資料を甲から所定の手続きをもって借用するものとし、借用品については、亡失、汚損、毀損の無い様、また、河内長野市個人情報保護条例を遵守し、プライバシーの保護など、その取扱いについては十分注意するものとする。なお、本業務完了後、乙は、貸与品を速やかに甲に返還するものとする。

(守秘義務)

第14条 乙は、本業務上知り得た事項については、他に漏らしてはならない。また、調査結果についても、甲の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、本業務遂行中に生じた事故及び第三者に与えた損害等に対して一切の責任を負い、内容、状況を報告し、甲の指示に従うものとする。

(成果品等)

第16条 成果品及び納品場所については以下のとおりとする。

A. リニューアル計画の策定

- ・ 報告書（A4版・金文字黒表紙製本） 1部
- ・ 概要版 1部
- ・ 電子データ（DVD-R、ラベル印刷） 1部
- ・ イメージパース（ゾーニング別） 1部
- ・ その他本市が必要と認めるもの

B. 駐車場拡張に係る実施設計

- ・ 報告書（A4版・金文字黒表紙製本） 1部
- ・ 縮版図面（背張り製本） 1部
- ・ 電子データ（DVD-R、ラベル印刷） 1部  
設計図はPDFデータ及びCAD（AutoCAD2007LT）データを基本とする  
電子データ作成については、大阪府土木部電子納品要領による
- ・ その他本市が必要と認めるもの

上記成果品を20Lの折り畳み式コンテナ（サンコー ペタンコC-20B（透明）相当品）に収納し、提出すること。

納品場所：河内長野市 都市づくり部 公園河川課

（疑義）

第17条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し、甲の指示に従うものとする。